

三田市地域クラブ活動の設置及び運営等に係るガイドライン

三 田 市

1 趣旨

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省 以下「国ガイドライン」）に基づいて、三田市において学校部活動の地域展開を進めるにあたり、地域クラブ活動の適切な設置及び運営を確保するために、地域クラブ活動に求める基本的な事項等を取りまとめた「三田市地域クラブ活動の設置及び運営等に係るガイドライン」（以下「市ガイドライン」）を定めます。

2 地域クラブ活動について

（1）地域クラブ活動とは

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動です。これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら地域全体で支えることにより、地域の運営団体等が主体となり、中学生の豊かで幅広い活動を地域の中で実施していくものです。

（2）地域クラブ活動の目的

- ① 生徒の自主的・主体的な参加により、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実します。競技性や成果のみに偏重するのではなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てます。
- ② 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整えます。
- ③ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、活動を地域全体で支えることによる新たな価値を創出します。

（3）地域クラブ活動の参加対象

競技又は実技経験や技量、障害の有無等に関わらず、選抜等を行わず、参加を希望するすべての市内中学生を対象とします。但し、市が特に認めた場合は市外からの参加も可能とします。

3 地域クラブ活動の設置について

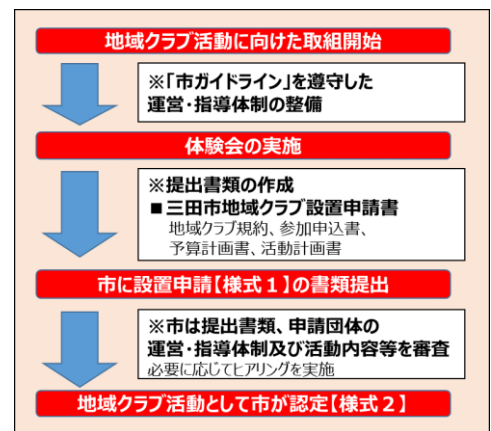
（1）地域展開の時期

- ① 「令和8年度中にすべての学校部活動を終了し、活動の主体を地域クラブ活動に移すこと」を基本方針として、学校部活動にあるスポーツ種目は地域展開の時期を令和8年8月頃とします。また、学校部活動にないスポーツ種目及び文化芸術活動は状況を見ながら随時地域展開を実施します。
- ② 円滑な地域展開の実現に向けて、試行期間を設けることもできるものとします。
※試行とは、体験会を経て地域クラブ活動として市の認定後、入会した生徒を対象に模擬的に実施する活動のことです。

- ③ 地域クラブ活動の設置については、将来にわたる継続性や生徒の活動への参加状況等を考慮し、市が調整しながら進めていくこととします。

(2) 認定の申請

- ① 地域クラブ活動の運営団体（以下「運営団体」という）は、生徒や保護者が安心して安全に活動できるよう、「市ガイドライン」に示す事項を遵守することを条件とします。
- ② 地域クラブ活動を設置しようとする団体等は、三田市における地域クラブ活動の趣旨、条件等を理解したうえで、地域クラブ活動の体験会を開催し、生徒のニーズ把握に努めるとともに運営・指導体制を整えてください。
- ③ 地域クラブ活動を設置しようとする団体等は、体験会開催後に運営・指導方針を明確に示す「規約、参加申込書、活動計画書、予算計画書」等の必要書類を作成し、所定の様式（様式1）により市に設置を申請してください。
- ④ 市は、申請団体の運営・指導体制及び活動内容等を審査し、三田市における「地域クラブ活動」として認定する場合は、所定の様式（様式2）により認定完了を通知します。（※国ガイドラインが示す認定地域クラブ活動に該当します。）
- ⑤ 市は、認定された地域クラブ活動の状況等について把握に努め、適切な運営等について指導助言を行うとともに、必要な支援を行います。認定条件に反する事態が発覚した場合は、協議を行い認定取消等の措置を講ずるものとします。



(3) 参加生徒の募集

- ① 市は、生徒が円滑に所属したい地域クラブ活動を選択するために、「地域クラブ活動一覧表」（以下（一覧表））や体験会チラシ等を作成し、公表します。
- ② 各学校は、児童生徒が所属したい地域クラブを選択するための資料として「一覧表」や体験会チラシ等を活用し、地域で実施されている地域クラブ活動を児童生徒・保護者に周知します。
- ③ 生徒は、一覧表や体験会等により、自らのやりたい地域クラブ活動を選択し、参加する場合は保護者の同意を得て、所定の参加申込書を運営団体に提出します。
- ④ 中学1年生（新入生）の地域クラブ活動への参加は、4月1日以降とします。（体験会は小学5年生から参加できます。）

4 地域クラブ活動の適切な運営について

(1) 指導者の確保と資質向上

- ① 運営団体は参加者が中学生等であることを踏まえ、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者の確保に努めてください。
- ② 運営団体は指導者を市に報告し、市に登録された指導者が活動に携わることとします。
- ③ 運営団体は生徒にとってふさわしい環境を整備し、安心して安全な活動を確保するために

指導者は2名配置することを基本とします。(ただし、地域クラブ活動の状況によっては、市との協議により別途対応する場合があります。)

- ④ 市が、地域クラブ活動の適切な指導に資することを目的に開催する「三田市地域クラブ指導者研修会」(以下「研修会」という)を受講してください。
- ⑤ 運動系地域クラブ活動の指導者は、公認スポーツ指導者資格等を取得することが望ましい。

(2) 保険の加入

運営団体は怪我や事故が生じた際に、適切な補償が受けられるように、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険に必ず加入してください。

(3) 会費の設定と適切な会計処理

- ① 地域クラブ活動に参加するための費用は、受益者負担を原則とします。
- ② 地域クラブ活動は営利目的の活動ではありません。生徒や保護者等の理解を得ながら、円滑な活動の維持、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定してください。
- ③ 運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、保護者及び関係者に対する情報開示を適切に行ってください。
- ④ 運営団体は規約等を市等のホームページに公表し、適切な運営・指導体制の構築に努めてください。

(4) 適切な活動時間・休養日

- ① 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週3日以上休養日を設定してください。活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は9時間程度の範囲内とします。そのうえで、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を実施してください。

(例えば、週当たりの活動時間が9時間程度の範囲内に収まり、かつ、週3日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週2日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能です。)

- ② 運営団体は、生徒が先を見通して主体的に活動できるよう、年間、月間等の活動計画を作成し、事前に生徒及び保護者に示してください。活動計画の作成にあたっては、地域や学校の実態を踏まえ、参加生徒の学校行事・定期試験等や地域の行事等に配慮してください。

(5) 活動場所の確保

- ① 生徒の移動に係る負担軽減を図るため、活動場所は市内中学校施設又は市公共施設を基本とします。ただし、設備上の問題や各地域クラブ活動の実情を踏まえ、市と協議のうえ、生徒に無理のない範囲内で柔軟に対応できることとします。
- ② 市内中学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り地域クラブ活動に使用できるよう、市がその調整を行います。

5 安全に配慮した適切な指導について

(1) 生徒の安全・安心の確保

- ① 運営団体は、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築してください。
- ② 運営団体は連絡網等（SNS を含む）を作成し、生徒・保護者に適宜情報を発信するとともに、怪我や事故等が万一発生した場合においても迅速に対応できる体制を構築してください。
- ③ 適切な活動を確保する観点から、生徒や保護者からのハラスメント等についての相談窓口を市担当課に設置します。相談があった場合は、運営団体は事実確認等とともに、市の指導助言に対して適切に対応願います。

(2) 生徒の自己指導能力の育成

- ① 地域クラブ活動の指導者（以下「指導者」という）は、生徒の健康管理について注意喚起を図り、生徒自らが体調の変化に応じて練習を軽減したり中止したりするなど、怪我や事故を回避する能力を育成してください。
- ② 指導者は、生徒が自分自身や他人の安全を積極的に確保できるように指導してください。

(3) 安全指導の充実

- ① 地域クラブ活動は、指導の充実とともに、様々な状況に適切に対応するために複数の指導者による活動を原則とします。また、指導者と生徒間で約束された安全面に十分に留意した練習内容で活動することとし、指導者は状況に応じて臨機応変に練習内容の変更の判断をしてください。
- ② 指導者は、生徒の安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力等の質を高め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶を徹底してください。
- ③ 指導者は、活動中の急な天候の変化（雷、竜巻等）や自然災害の発生（大雨、地震等）に伴う危険を理解・予測し、安全面に十分配慮して活動してください。そのために、地域クラブで気象警報発表時の対応や緊急連絡体制について適切に整備してください。
- ④ 指導者は、予測される危険性の事前確認や、用具・練習場所の安全確認と、正しい使用方法を指導してください。また、使用前の安全確認の習慣化や、準備・片付け等の安全指導について十分に行ってください。特に新1年生をはじめ、経験が少なく器具等の扱いや活動内容について不慣れな生徒もいることから、安全に十分配慮した指導を行ってください。

(4) 生徒の健康管理

- ① 指導者は、活動前後に個々の生徒の健康観察をすることはもとより、生徒の心身に与える影響を考慮して、活動中も生徒の心身の健康状態を把握し、生徒の動きや顔色等、変化に応じて柔軟な指導を行ってください。
- ② 指導者は、定期考査や学校行事を考慮し、生徒の心身の健康状態やその時々体調に応じた無理のない活動内容としてください。

(5) 熱中症に対する予防の徹底

指導者は、生徒の安全確保の観点から、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、状況によっては活動を休止する等、熱中症予防対策を徹底してください。

(6) 重大事故発生時の対処

- ① 運営団体は、年度当初に重大事故発生時の対応手順等について確認してください。
- ② 指導者は、応急手当や救命措置、心肺蘇生法の正しい手順や、AEDの設置場所と使用方法を理解し、事故発生時には確実に実践してください。
- ③ 万一、重大事故が発生した時は、指導者は「生命の確保」を第一に、救急搬送等について迅速かつ適切に対応するとともに、保護者や関係機関に速やかに連絡し、十分に連携を図ってください。
- ④ 重大事故が発生した場合は、地域クラブは事故の状況とその対応等について、市に連絡してください。

(7) 生徒指導に係る問題への対応

- ① 地域クラブ活動中に生徒同士のトラブルやいじめが発生した場合は、運営団体が主体となり、保護者及び学校と適切に連携しながら責任をもって問題の解決にあたってください。
- ② 特に、いじめ等の事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応し、個々の指導者任せにせず、運営団体において組織的な対応を行ってください。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じて適切に対応してください。

6 学校との適切な連携について

(1) 生徒の望ましい成長の保障

- ① 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう、学校教育関係者等と必要な連携ができるように留意してください。
- ② 地域クラブ活動における生徒指導上の問題が、生徒の学校生活に影響する場合も想定されるため、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、運営団体は学校に適切に情報提供し、連携しながら解決にあたってください。

(2) 地域全体で生徒の活動支援

運営団体は生徒の活動状況やスケジュール等について学校と共通理解を図りながら適切に連携してください。学校としても役割を自覚し、地域クラブと適切に連携しながら、地域全体で生徒の望ましい成長を保障する環境づくりに努めます。

7 大会参加について

学校部活動が終了した後においては、地域クラブ活動から中学校体育連盟が主催する大会や吹奏楽コンクール等に参加することになります。指導者は監督や生徒引率等に加えて、大会運営や審判等に携わることになりますので、適切に対応してください。

各種大会に参加するための様々な条件や規定等の情報は、運営団体が各主催者から収集してください。

8 施行日

本ガイドラインは令和8年4月1日から適用します。

なお、学校部活動の地域展開の状況を踏まえて、必要に応じて内容を改定します。